

大阪、平4不2・6、平9.11.18

命 令 書

申立人 神戸港埠頭公社労働組合

被申立人 財団法人神戸港埠頭公社

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人神戸港埠頭公社労働組合（以下「神埠労」という。）は、被申立人財団法人神戸港埠頭公社（以下「公社」という。）の従業員により組織された労働組合であり、審問終結時の組合員数は5名である。

公社には、神埠労以外に阪神外貿埠頭労働組合（以下「阪埠労」という。）の神戸支部があり、審問終結時の同支部の組合員数は11名である。

なお、神埠労は、平成3年7月に、阪埠労組合員X1（以下「X1」という。）らが、活動方針を巡る対立により、阪埠労を脱退して結成したものである。

神埠労の代表者である執行委員長は、当初はX1であったが、平成5年7月26日、X2に交替した。

- (2) 公社は、神戸港外貿埠頭等の建設、貸付け及び管理等を目的として、昭和57年4月1日に神戸市の出捐により設立された財団法人であって、その業務は運輸省の所管に属しており、審問終結時の従業員数は58名である。

公社は、阪神外貿埠頭公団（以下「公団」という。）が廃止されたことに伴い、公団の業務のうち神戸港に関する業務を承継し設立されたもので、従業員は公団からの承継職員、神戸市からの派遣職員及び固有職員とからなっており、審問終結時の人数は、承継職員が21名、派遣職員が34名、固有職員が3名である。

なお、神埠労及び阪埠労神戸支部の構成員は、すべて公団からの承継職員である。

2 本件紛争の背景

- (1) 「確認書」の締結

公団及びその業務を承継した公社は、神戸市の公有水面埋立地であるポートアイランド及び六甲アイランドに外貿埠頭を建設するとともに、

当該埋立地の登記申請にかかる事務を行ってきた。昭和59年度に始まった六甲アイランドの登記事務については、当初、神戸市が所有者となる区域については神戸市が行い、公社が所有者となる区域については公社が行っていたが、登記の申請先である神戸地方法務局御影出張所（以下「法務局御影出張所」という。）から、登記申請にかかる事務の窓口を一元化するよう指導があり、これを受けて神戸市と公社とが調整した結果、公社が窓口となることで合意した。

昭和62年3月24日、法務局御影出張所と公社は、公社が登記窓口になることに伴う今後の六甲アイランドの登記事務処理の諸方針を明確化した「確認書」を締結した。

(2) X 1 の職歴等

X 1 は、公団の職員であったが、公団の廃止と公社の設立に伴い、昭和57年4月、公社の職員として承継雇用された。

X 1 は、公社に雇用された当時は業務部管理課管理係長であり、昭和60年4月には同課管理第2係長となったが、昭和59年ごろから登記事務も担当するようになり、昭和63年4月には同課課長代理（登記担当）として専ら六甲アイランドの登記事務に従事した。

この間、昭和59年4月に神戸市から公社に派遣され、業務部管理課貸付係長の職にあったZ 1（以下「Z 1」という。）が、X 1 の担当していた登記事務の補佐をした。その後、Z 1 は、昭和63年4月、神戸市に戻ったが、六甲アイランドの登記事務に引き続き関わった。

(3) 従前の登記方法

六甲アイランドの土地の表示登記を行うに当たっては、現地測量面積が、公有水面埋立法第22条に規定する竣工認可の面積を上回るという問題（平成2年までの竣工認可済区域についてみると、その差が17,437平方メートルに達する。）があり、X 1 は、竣工認可済みの区域ごとに一括して登記するのではなく、一筆として表示登記されるべき区画ごとに現地を測量し、周辺の土地と整合性を図りながら、数区画ごとに登記していくという方法（以下「部分登記」という。）をとった。このため、登記に手間と時間がかかり、X 1 が登記事務を担当していた約6年間に登記が完了した土地の面積は、六甲アイランド全体の約6分の1であった。

(4) 登記窓口の返還と登記方法の変更

ア 公社の方針転換

平成元年12月ごろ、公社は、神戸市に対して、登記事務が公社の本来の業務でないこと等を理由に、登記窓口の返還を申し入れた。これは当初、神戸市の承諾を得られなかったものの、公社は、平成2年度の早い時期に神戸市からの登記事務の受託を返上することとし、平成2年4月20日の定期異動の際、登記担当の職を廃止し、X 1 を経理部契約課課長代理兼契約係長に異動させた。なお、平成2年5月下旬、

公社は、神戸市開発局の依頼を受け、X 1 に対し、同局の登記事務担当である Z 1 の補助を担当するよう命じたので、X 1 は、経理部の仕事をしながら、登記事務も引き続き行っていた。

イ 「確認事項」の締結

その後、神戸市は、法務局御影出張所と登記の方法について話し合い、①登記窓口を神戸市開発局とすること、②従来行ってきた部分登記に代えて、今後は竣工認可済みの区域ごとを一括して登記を行うこと及び③既に竣工認可済みの区域については平成 2 年末までに表示登記を行うこと等を合意し、合意内容を「六甲アイランドの表示登記手続等についての確認事項」（以下「確認事項」という。）として文書化することとした。公社もこれに加わることになり、平成 2 年 8 月 18 日付けで法務局御影出張所、神戸市及び公社間において「確認事項」が締結された。同日、神戸市は、同市の登記事務担当者を Z 1 から Z 2 に変更した。

ウ X 1 に対する通告

平成 2 年 8 月 20 日、公社常務理事の Y 1（以下「Y 1 常務」という。）は、X 1 を常務理事室に呼び、「確認事項」の締結について説明するとともに、今後は登記事務を担当しなくてよいと告げた。X 1 は、突然、詳しい説明もなく、これまで自分が担当してきた登記事務を担当しなくてよいと言われたことに抗議して、部屋を出て行った。

(5) その後の登記申請

X 1 は、Y 1 常務からの通告〔前記(4)ウ〕を受けたにもかかわらず、平成 2 年 8 月 24 日、従来の方法により作成していた六甲アイランド中 2 区画の土地の表示登記申請書類を神戸市長名で法務局御影出張所に提出したが、「確認事項」により登記窓口となった神戸市は、その後、これを取り下げた。

同年 12 月 25 日、神戸市は、同出張所に対し、六甲アイランド中二百数十区画の土地の表示登記を一括して申請し、平成 3 年 1 月 29 日付けで受理された。

3 神埠労結成前の状況

(1) 阪埠労神戸支部と公社との交渉

平成 2 年 8 月 22 日、阪埠労神戸支部は、阪埠労特別執行委員である X 1 の申入れを受けて職場集会を開催し、登記問題を組合の重点課題として採択し、同日、公社に対し、X 1 の職務変更等について団体交渉を申し入れた。

これに対し、公社は、この件は団体交渉事項になじまないとしながらも、労働協約第 37 条に基づく苦情処理として対応することとし、同月 23 日及び 24 日に事情説明会を開催した。

阪埠労神戸支部は、公社に対し、X 1 の職務変更について説明を求め、次いで、「確認事項」の内容は、現地測量面積が竣工認可面積を上回っ

ているにもかかわらず、竣工認可済みの区域ごとに登記を行おうとするものであって違法であるので、これを撤回するよう、また、登記窓口についても返還しないよう申し入れたが、公社は、「確認事項」は法務局の指示に従って締結されたものであって、その内容は適正である旨回答し、阪埠労神戸支部の申入れを拒否した。

これを受けて、阪埠労神戸支部は、同年9月5日開催の職場集会を経て、同月18日に公社理事長あてに抗議文を提出し、登記窓口返還の撤回を要求した。

(2) X 1 らの関係機関への働きかけ

ア 神戸市各局への働きかけ

X 1 は、平成2年8月21日に神戸市開発局のZ 3 参与、同月22日に港湾局のZ 4 参与と面談し、「確認事項」の内容は違法であるので白紙撤回するよう求めたが、これを拒否されると、X 1 は、運輸省に告発するなど述べた。これ以降、X 1 は、同月25日に神戸市監査事務局のZ 5 事務局長（元公社常務理事）、同月31日に理財局のZ 6 次長、9月6日に総務局区政課のZ 7 課長、同月12日に港湾局管理課のZ 8 課長、同月14日に同局計画課のZ 9 課長と面談し、神戸市や公社が違法行為を行おうとしていると主張し、「確認事項」を撤回させるよう求めた。

阪埠労神戸支部は、X 1 のこれらの訪問及びやりとりを「阪埠労－神戸支部－第2号ビラ」（別紙1②）に記載し、これを公表した。

神戸市各局は、公社に対し、X 1 の言動は脅迫的なものであって、公社職員としてあるまじき行為であり、やめさせよとの内容の抗議を行った。これを受けて、公社は神戸市各局に謝罪した。

イ 神戸地方法務局への働きかけ

X 1 は、平成2年9月11日、13日、18日及び27日に神戸地方法務局を訪問し、同局のZ 10 首席登記官らに対し、「確認事項」の内容は違法なので撤回して登記方法を元に戻すよう求めた。

阪埠労神戸支部は、X 1 のこれらの訪問及びやりとりを「阪埠労－神戸支部－第4号ビラ」（別紙1④）及び「阪埠労－神戸支部－第6号ビラ」（別紙1⑧）に記載し、これを公表した。

神戸市は、公社に対し、X 1 の神戸地方法務局での言動を通報するとともに、今後同局に迷惑をかけないように求めた。これを受けて、公社は同局に謝罪した。

ウ 法務省及び大阪法務局への働きかけ

平成2年10月5日及び22日、X 1 は、Z 1 を伴って、大阪法務局を訪問し、同局のZ 11 首席登記官に対し、神戸市が法務局御影出張所との間に締結した「確認事項」の内容は違法であると指摘し、神戸市はこれに基づき登記しようとしているとして、同市を批判した。

同年12月25日、X 1 は、Z 1 を伴って、法務省民事局第三課を訪問

し、同課のZ12補佐官に対し、図面等を開示しながら、神戸市は違法行為をしているとして、同市を非難した。

平成3年1月5日、神戸地方法務局は、公社に対し、X1が上級機関で同局を誹謗中傷することをやめさせるよう求めた。

同年2月14日、X1は、法務省民事局第三課を訪問し、Z12補佐官と再び面談したが、自己の主張が受け入れられず口論となった。

#### エ 運輸省への働きかけ

平成2年10月3日、X1は、阪埠労神戸支部長であるX3(以下「X3」という。)を伴って、運輸省港湾局管理課を初めて訪問し、同課のZ13補佐官に対し、竣工認可面積の精度管理、誤差の範囲等について質問した。

平成3年2月、X1は、Z13補佐官に対し、面会して話を聞いて欲しい旨繰り返し電話したが、同補佐官は、多忙を理由にこれを断った。

同月14日、X1は、X3を伴って、アポイントなく運輸省港湾局局長室を訪問し、局長との面談を求めた。X1は、応対したZ13補佐官に対し、神戸市は無願埋立てを行っており、竣工認可図面は虚偽で運輸省を欺くものだとして、同市を批判した。

同月22日、X1は、アポイントなく運輸省港湾局管理課を訪問し、Z13補佐官と面談し、同月14日の訪問時と同様のことを繰り返した。Z13補佐官は、公社に対し、X1の言動を告げ、同人に対する応対自分で仕事に支障が生じ、迷惑しているとして抗議した。これを受けて、公社は同補佐官に謝罪した。

同年3月2日、X1は、Z1を伴って、運輸省港湾局管理課を訪問し、同課のZ14調整官及びZ13補佐官と面談し、同年2月14日と同様のことを繰り返した。その際Z14調整官が、公社からX1に対し職務命令が出ていること及びその内容は登記事務を通じて知り得た事実の漏洩を禁ずるものであること〔後記3(5)〕を指摘すると、X1は、本省の調整官がそういう対応をするなら、告発しかない、国会議員なりマスコミなりに訴えざるを得ないなどと抗議した。

同月4日、Z13補佐官は、公社に対し、X1の言動を告げ、公社としてX1に厳しく対処するよう求めた。

同月11日、NHKと読売新聞で、神戸市が六甲アイランドで過剰埋立てをしているなどと報道されて以降、この問題が各種マスコミで取り上げられるようになった。

同月11日の新聞紙上で、許容誤差の範囲内であるというような趣旨の運輸省のコメントが記載されたが、これについて、同月13日、X1は、Z1を伴って、アポイントなしで同省港湾局管理課を訪問し、Z13補佐官に対し、新聞記事を訂正させよ、そうでなければマスコミに発表するなど発言した。

その後もX1は、運輸省に対し、上記コメントを訂正するよう、数

度にわたり電話をかけた。

運輸省は、公社に対し、マスコミ各社の取材への対応に忙殺されて仕事に支障があるとして抗議した。これを受けて、公社は同省に謝罪した。

(3) 公社顧問弁護士解任の請求

平成2年10月6日、X1は、公社の顧問弁護士Y2（以下「Y2弁護士」という。）の事務所を訪問し、Y2弁護士に対し、神戸市の行った埋立地の登記が違法であること及び神戸市が登録免許税を脱税していることを指摘したが、同弁護士は、その根拠に疑問を投げかけて、賛意を表しなかった。

同年11月30日、阪埠労神戸支部は、「Y2公社顧問弁護士解任請求について」という書面を公社あてに提出した。

この文書には、「今回の一連の違法行為加担に対する同顧問弁護士のとった処置は、本来、公社の危機を救うべき立場にあるにもかかわらず、全く反対に公社を窮地に陥れる以外のなにものでもない」ので、Y2弁護士は「公社顧問弁護士として不適格」であり、「公社顧問弁護士の解任を請求する」と書かれていた。

(4) 阪埠労神戸支部のビラ配布

平成2年9月25日から同年12月25日にかけて、阪埠労神戸支部は、以上の経過について、別紙1のとおり、14回にわたり「阪埠労神戸支部ビラ」を発行し、別紙1「配布先及び配布方法」欄のとおり、配布した。

(5) X1に対する職務命令

平成2年10月2日、公社は、X1が翌3日に運輸省を訪問することを組合の業務届けによって知った。そこで、Y1常務は、X1に対し、「登記事務に関し、職務上知り得た事実を手段の如何を問わず一切漏洩してはならない。他者を誹謗、中傷するなどして公社の基本的信用を傷つけてはならない。」との職務命令を口頭で発した。

しかし、X1は、それ以降も関係機関等への訪問やビラ配布等〔前記(2)ウ、(3)、(4)及び別紙1③～⑫〕を続けたため、同年12月14日、公社は、X1に対し、「就業規則及び登記事務の委託契約条項に基づき、勤務時間内外を問わず、登記事務に関し業務上知り得た事実を、手段の如何を問わず一切漏洩してはならない。また、登記事務に関し浮評を流すなどして、公共的団体としての基本的信用を傷つけてはならない。」との職務命令を文書で発した。

4 神埠労の結成

(1) 阪埠労神戸支部の活動及び方針転換

阪埠労神戸支部は、平成2年9月25日から同年12月25日にかけてビラを配布する等の活動〔前記3(2)～(4)〕を行っていたが、平成3年4月8日、阪埠労は、執行委員会を開催し、「登記事務窓口の混乱問題」は組合活動の中心に据えるのには適さない、この問題の終結を指導するとの

方針を確認した。

これを受けて、阪埠労神戸支部は、同月11日に開催された職場集会において「登記事務窓口の混乱問題」に対し、静観するとの決議を行った。

同年6月10日、阪埠労の執行部役員選挙が行われ、神戸支部長選挙では現支部長のX3が立候補せず、X1が立候補したが、登記問題を静観する立場の候補者に10対11の1票差で敗れた。

同年7月6日、阪埠労の定期大会が開催され、登記問題に関する組合活動を終結する旨の議案が賛成多数で決議された。なお、X1は、これに対する修正案を提出していたが、否決された。

## (2) 神埠労の結成

X1は、平成3年7月6日に阪埠労を脱退し、同月8日、新たに神埠労を結成し、その旨を公社に通知した。

同月15日、阪埠労は、公社に対し、X1を含め8名が脱退したことを通知した。

同月23日、神埠労は、第1回定期大会を開催し、六甲アイランド違法登記の白紙撤回等を求め、公社、神戸市ほか関係機関に対し、ビラ配布、抗議等のアピールを行う等の運動方針を採択するとともに、X1を執行委員長に選出した。

## (3) X4の神埠労加入、脱退の経緯

### ア X4の神埠労加入

平成3年7月8日、それまで阪埠労の組合員であった公社総務部総務課のX4（以下「X4」という。）は、神埠労に加入した。

### イ X4の借入金

昭和52年、X4は、サラ金への返済に追われて職務に専念できなかったことから、戒告処分を受けている。

公社総務部長のY3（以下「Y3総務部長」という。）は、昭和57年からの公社職員課長在任当時、サラ金に困っていたX4に対し、指導や助言を行ったことがあった。

平成2年4月当時、X4は、兵庫労働金庫（以下「労金」という。）から、多額の金員を借り入れていた。労金と借主との契約書によれば、借主が労金の会員あるいは会員の構成員の資格を喪失したときは、借入金を一括して返済することとなっていた。

### ウ X4とY3総務部長らとの面談

平成3年7月9日、Y3総務部長は、部長室に空調点検のため来室したX4に対し、阪埠労を脱退すれば労金からの借入金を一括返済する必要があると指摘し、その点を考慮するように述べた。

同じころ、公社総務部総務課長のY4（以下「Y4総務課長」という。）及び同課庶務係長のY5（以下「Y5庶務係長」という。）は、それぞれ個別に喫茶店でX4と面談したが、その際、両名とも、Y3総務部長と同様に、X4の労金からの借入金返済の問題に言及した。

また、同じころ、公社経理部長のY 6（以下「Y 6 経理部長」という。）は、X 4と部長室で話をした際、神埠労に入るのかなどと尋ねた。

エ X 4の神埠労脱退

平成3年7月11日、X 4は、X 1と共に労金の職員と会ったが、阪埠労を脱退して神埠労に加入した場合は借入金を一括返済しなければならないとの説明を受けた。

同日、X 4は、X 1に対し、神埠労を脱退したいと申し入れ、翌12日、脱退届を提出した。

なお、阪埠労においては、X 4の脱退にかかる内部手続をしていなかったため、その後もX 4は阪埠労組合員であり続けた。

(4) X 5の神埠労加入後の事件

ア 職場における嫌がらせ行為

平成3年7月10日、それまで阪埠労組合員であった公社工務部計画課事務係長のX 5（以下「X 5」という。）は、阪埠労を脱退し、神埠労に加入した。

このころ、神戸市からの派遣職員である工務部計画課課長代理のY 7（以下「Y 7 課長代理」という。）が、同課の市派遣職員らに対し、X 5とは一切口をきくなど発言した。これ以降、同課の市派遣職員らは、X 5とは朝のあいさつもせず、会話もしなくなった。

なお、当時の計画課職員は、課長を除き7名であり、うち3名が市派遣職員であった。

その後、Y 7 課長代理は、この件につきX 5に謝罪し、計画課内でも会話がなされるようになった。

イ Y 7 課長代理による飛び越し決裁

このころ、Y 7 課長代理が、X 5の不在中に、公社工務部の会議の開催及び経費支出についての決裁書類を2件起案し、支出等一連の事務が終了後に、X 5がこれを知るといふ事件が起こった。この決裁書類は、「会議開催（伺）」と「会議執行てん末書」が一体になったもので、公社が、運輸省及び神戸市開発局の職員に対して行った「業務打合せ」及びこれに続く接待の内容を示すものであった。この種の決裁書類については、通常は、X 5が会議開催について起案し、課長代理、課長を経て部長が決裁し、会議終了後、X 5がその内容を確認（検収）して「会議執行てん末書」を作成し、支出依頼を起案することとなっていた。X 5は、Y 7 課長代理が自分を飛び越して起案したのは自分に対する嫌がらせだとして、神埠労に申し出た。そこで、平成3年9月30日、神埠労は、公社に対し、Y 7 課長代理がX 5を飛び越して決裁書類を起案したのは不当労働行為であるとして抗議した。

同年10月1日、Y 7 課長代理は、X 5に対し、業者から支払いを急がされたので自分が起案したが、X 5への連絡を忘れていたと弁解し、



謝罪した。

## 5 神埠労結成後の状況

### (1) 神埠労のビラ配布

#### ア 登記問題等に関するビラ

平成3年8月9日から同年9月18日にかけて、神埠労は、別紙2①ないし③のとおり、「神埠労第1号ビラ」ないし、「神埠労第3号ビラ」を発行し、別紙2「配布先及び配布方法」欄のとおり、掲示及び配布した。

平成3年10月4日、神埠労は、別紙2④のとおり、「神戸市と神戸地方法務局が共謀して登記簿と図面をすり替える」といった内容の「神埠労第4号ビラ」を発行し、別紙2「配布先及び配布方法」欄のとおり、掲示及び配布した。同地方法務局は、公社に対し、同ビラの内容は登記行政に不信感を与えるとして抗議した。

#### イ 接待問題に関するビラ

平成3年12月6日、神埠労は、別紙2⑤のとおり、公社がY2弁護士及び関係官庁等に対し過剰な接待を行っている〔後記(3)ア〕などと批判する内容の〔神埠労第5号ビラ〕を発行し、別紙2「配布先及び配布方法」欄のとおり、掲示及び配布した。同ビラには、「抗議先」としてY2弁護士とY1常務の事務所（勤務先）の所在地と電話番号が記載されていた。また、神埠労は、同ビラを両名の自宅周辺にも配布した。

Y2弁護士は、公社に対し、同ビラの内容は弁護士活動の妨害だとして抗議し、公社は同弁護士に謝罪した。また、同ビラの中で「所轄上級官庁等の過剰接待」の公表が予告されている点につき、公社は、神戸市から運輸省が気にしているとの連絡を受けたため、運輸省に対し、公表させないよう可能な限り努力すると説明をした。

以上のビラには、責任者として「X1」と記載されていた。その内容については、X1が原稿を作成し、それを神埠労組合員で検討する形をとっていたが、原稿の修正はほとんどなかった。

### (2) X1に対する職務命令及び警告書

#### ア 職務命令

平成3年9月24日、公社は、「神埠労第3号ビラ」（別紙2③）が街頭で配布されたことを受けて、X1に対し、「勤務時間内においては職務に専念するとともに、元登記事務担当職員として就業規則及び登記事務の委託契約条項に基づき、職務時間内外を問わず、登記事務を通じて知り得た事実を手段の如何を問わず一切漏洩してはならない。他者を非難・中傷するなど、公社職員としての品格を欠き、信用を失墜する行為ひいては公社の信用を失墜する行為をしてはならない。職務や正当な組合活動以外にみだりに公社の機器、物品を使用してはならない。」との職務命令を文書で発した。

## イ 警告書

平成3年12月10日、公社は、「神埠労第5号ビラ」（別紙2⑤）が配布されたことを受けて、X1に対し、同ビラの作成、配布は、明らかに就業規則に違反するものであり、厳重な処分の対象となることを通告するとともに、同ビラで予告したように所轄上級官庁等に対する接待の内容を公表すれば、特に厳重な処分の対象となることを文書で警告した。

### (3) 神埠労と公社との交渉等

#### ア 公社の接待の実情に関する調査等

X5を飛び越して会議の開催及び経費支出にかかる決裁書類が起案された件〔前記4(4)イ〕をきっかけとして、神埠労は、公社がこの決裁書類に記載されたような接待をしばしば行っていることは問題であるとして、公社の関係官庁等に対する接待の実情を調査することとした。

平成3年10月下旬、神埠労は、公社の接待に関する決裁書類を資料として収集することとし、X5は、自ら保管している工務部の決裁書類9件を公社に無断でコピーし、X1に渡した。X1は、自分の所属する経理部のロッカーに保管してあったファイルから担当者に無断で決裁書類14件をコピーした。さらに、X1は、業務部の担当者の机の上の本立てに置いてあったファイルから担当者に無断で決裁書類1件をコピーした。

なお、神埠労は、これらの資料を入手するに先立ち、公社に資料の提出を要求したことはなく、また、資料を入手したことを公社に報告したこともなかった。

同年11月以降、神埠労は、接待問題を公社との事務折衝の中で取り上げるようになった。

同年12月6日、神埠労は、「神埠労第5号ビラ」（別紙2⑤）において初めて公社の接待問題を掲載した。

#### イ X5に関する事務折衝

平成3年10月から12月にかけて、神埠労は、X5が職場で嫌がらせ行為を受けた件〔前記4(4)ア〕及びX5を飛び越して決裁書類が起案された件〔前記4(4)イ〕について、公社と事務折衝を重ねた。神埠労は、不当労働行為があったとして謝罪を求めたのに対し、公社は、不当労働行為はなかったと回答した。

同年11月14日及び26日の事務折衝において、神埠労は、公社に対し、X5の昇任についての要望を出した。

同年12月24日の事務折衝の際に、公社は、予算や来年の体制、人員等が決まってから人事を総合的に決定するので、X5の昇任を検討することはできないと回答した。

#### ウ 団体交渉

平成4年1月24日、神埠労と公社は、前年10月以来の事務折衝〔前記ア及びイ〕を踏まえて団体交渉を行った。その席で、神埠労は、X5が職場で不当労働行為を受けたとして抗議するとともに、公社の接待についての考え方を問いただしたのに対し、公社は、X5に関して不当労働行為は一切なく、接待は管理運営事項であり交渉事項ではないと回答した。

エ 不当労働行為救済申立て

平成4年1月30日、神埠労は、当委員会に対し、X4に対する脱退勧奨、X5に対する不当差別並びにX1に対する平成3年9月24日付職務命令及び同年12月10日付警告書の交付は、労働組合法第7条第1号、第3号に該当する不当労働行為であるとして、組合運営への支配介入の禁止、前記職務命令及び警告書の撤回並びに陳謝文の掲示を求めて、救済の申立てを行った（平成4年（不）第2号事件）。

(4) 平成4年（不）第2号事件申立て後の神埠労の活動

ア 運輸省への訪問、架電及び言動

平成4年2月1日、X1は、運輸省港湾局管理課を訪問し、同課のZ15課長に対し、神埠労として不当労働行為救済申立てを行ったことを説明した後、運輸省に対する公社の接待についてのビラ1万枚を会計検査院、大蔵省、運輸省等前で配る構えもあるといった発言をした。

運輸省は、公社に対し、X1の上記言動を告げるとともに、運輸省として非常に迷惑であって、これをやめさせるよう抗議した。これを受けて、公社は同省に謝罪した。

イ Y2弁護士に対する批判

平成4年2月17日、神埠労は、神戸弁護士会所属の多数の弁護士、公社の非常勤理事及び公社のユーザー（埠頭の借受企業）に対し、「Y2公社顧問弁護士に対する顧問弁護士の解任闘争について」と題する書面を送付した。神埠労は、この書面の中で、Y2弁護士が公社に対し誤った指導をしたため、闘争が長期化、泥沼化したと主張し、さらに、同弁護士が、公社から過剰な接待を受けていると指摘し、「神埠労第5号ビラ」〔前記(1)イ及び別紙2⑤〕を同封した。

神埠労は、この書面を同年3月12日付「にゅーす速報（部内）神埠労」（別紙2⑧）に記載し、公社内で掲示、配布した。

ウ 神埠労ビラの配布

神埠労は、別紙2⑦ないし⑩のとおり、平成4年3月3日に「神埠労第6号ビラ」、同月12日に「にゅーす速報（部内）神埠労」、同月30日に「神埠労第7号ビラ」及び「にゅーす速報（部内）神埠労」をそれぞれ発行し、別紙2「配布先及び配布方法」欄のとおり、掲示及び配布した。

6 X1に対する懲戒処分

(1) 公社の調査

平成3年度に入り、公社は、平成2年8月以降のX1の行動に対し、何らかの懲戒処分が必要であるとして、調査を行うこととした。平成3年7月8日及び同年8月22日、Y4総務課長らは、運輸省を訪問し、X1の同省に対する言動についての事実関係を聴取した。

(2) 懲戒処分に関する公社の規定

ア 就業規則

公社の服務上の義務及び懲戒に関する就業規則の規定は、次のとおりである。

(服務の基本的心得)

第4条 職員は、法令、公社の寄附行為及び諸規程を遵守するとともに、上司の職務上の命令に忠実に従い、かつ能率的にその職務を遂行しなければならない。

(禁止行為)

第5条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公社の信用を失墜し、名誉をき損すること。
- (2) 公社の利益を害し、又は損失を及ぼすこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- (4) 職務上必要のある場合のほか、みだりに公社の名称又は自己の職名を利用すること。
- (5) 公社の秩序又は職場の規律を乱すこと。
- (6) 理事長の許可を得ないで公社の業務以外の業務に従事すること。

(懲戒)

第50条 職員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分を行うことがある。

- (1) 故意又は重大な過失により、公社に著しい損害を与えたとき。
- (2) 法令、寄附行為又はこの規則に違反したとき。
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (4) 公社職員としてふさわしくない非行があったとき。
- (5) 禁こ以上の刑に処せられたとき。

2 前項の規定による懲戒処分は、その事由の軽重により戒告、減給、停職、免職の処分とし、当該職員にその事由を記載した書面を交付して行う。

イ 懲戒委員会規程

公社は、職員の懲戒処分の公正を期するために、理事長の諮問機関として神戸港埠頭公社職員懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）を設置することとし、平成3年12月26日付けで懲戒委員会規程を制定し、平成4年1月4日付けで施行した。

(3) X1に対する懲戒処分の手続

平成4年2月5日及び13日の2回にわたって、公社は、X1に対して

事情聴取を行い、弁明の機会を与えたが、X 1 は、自分は契約課課長代理の職務以外については、すべて組合活動として行ってきており、事情聴取には答えられないと述べた。

同年3月18日、公社は、懲戒委員会規程に基づき、懲戒委員会を開催した。懲戒委員会は、Y 1 常務を委員長として、公社幹部役職員と外部の弁護士で構成されていた。懲戒委員会は、審議の結果、全員一致でX 1 を懲戒免職に付するのが相当であるとの答申を行った。

(4) X 1 に対する懲戒免職処分

ア 懲戒免職処分とその理由

平成4年3月31日、公社は、X 1 に対し、就業規則第50条第1項第2号ないし第4号の規定により懲戒免職処分を行った。懲戒免職辞令とともにX 1 に交付された処分説明書には、X 1 は、平成2年8月以降、就業規則第4条、第5条に規定する信用失墜行為、職務命令違反行為、秩序破壊行為及び守秘義務違反行為を繰り返したと記載されていた。

イ 不当労働行為救済申立て

平成4年5月15日、神埠労は、当委員会に対し、本件懲戒免職処分は、労働組合法第7条第1号、第3号及び第4号に該当する不当労働行為であるとして、処分取消し、X 1 の原職復帰及びバックペイの支払い並びに陳謝文の掲示を求めて救済申立てを行った（平成4年（不）第6号事件）。

(5) 平成4年（不）第6号事件申立て後の状況

平成4年7月31日、X 1 は、公社を相手方として、地位保全等の仮処分申立てを神戸地方裁判所に提起した（同地裁平成4年(ワ)第396号）が、平成5年3月24日、同裁判所は、これを却下した。

X 5 は、平成5年1月31日に自己都合により退職し、同年10月5日に死亡した。

X 4 は、平成5年3月31日に定年退職した。

## 第2 判断

### 1 当事者の主張

(1) 神埠労は、次のとおり主張する。

ア X 4 は、Y 3 総務部長から、「この問題で闘争が長期化すれば、当然費用がかかる、退職金まで突っ込んでも闘争する意思があるのか。阪埠労を脱退すれば労金の借入れなども一括返済しなければならない。」などと言われたほか、Y 4 総務課長、Y 5 庶務係長及びY 6 経理部長から脱退勧奨を受けたが、これは神埠労に対する支配介入であり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

イ X 5 は、神埠労に加入した直後、あいさつをしても相手にされないなど職場内で仲間はずれにされたり、X 5 自身の職務である会議開催の決裁を飛ばされたりする嫌がらせ行為を受けたが、これは、X 5 が

神埠労に加入した故をもってなされた差別取扱い及び神埠労に対する支配介入であり、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

ウ X1は、神埠労の執行委員長として取り組んだ登記問題と接待問題の組合活動について、公社から、平成3年9月24日に職務命令を受け、同年12月10日に警告書を交付され、さらに平成4年3月31日に懲戒免職処分を受けた。しかし、X1のこれらの活動は、いずれも公社の違法状態を是正し、職場環境を正常化することを目的としており、労働者の地位、権利を守るための活動である。また、その手段をみても、表現の自由の行使による穏便なものであり、仮に若干穏当を欠く部分があったとしても、公社の非難すべき言動に誘発されたものである。したがって、X1の行った行動は正当な組合活動である。

公社は、神埠労の活動を阻止するために、X1に対し、上記のとおり職務命令を発し、警告書を交付し、懲戒免職に付したものであり、これは、X1に対する不利益取扱い及び神埠労に対する支配介入であって、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

さらに、このうちの懲戒免職処分は、神埠労が不当労働行為救済申立てを提起したことに対する報復でもあり、労働組合法第7条第4号に該当する不当労働行為である。

(2) これに対して、公社は次のとおり主張する。

ア X4に対するY3総務部長はじめY4総務課長、Y5庶務係長の発言は、借入金返済についての助言であり、Y6経理部長の発言は、X4の真意を確認しようとしたものである。いずれの発言も、神埠労からの脱退を求めるものではなく、不当労働行為には該当しない。

イ X5に対しあいさつがなくなったのは、X5の性格と組合間対立によるものに過ぎず、公社が職制を通じてあいさつを禁じたことはなく、不当労働行為は成立しない。また、X5を決裁に関与させなかった件は、偶発的に生じたものであり、X5に不利益を生じさせていないのであるから、不当労働行為には該当しない。

ウ X1が取り上げた主要な問題は、いわゆる登記問題と接待問題であるが、ともに組合活動にはなじまないものである。また、その取上げ方は正当なものとはいえない。したがって、X1の行為は正当な組合活動ではない。

X1の行為は就業規則に定める懲戒事由に当たるので、公社がX1に対して行った職務命令及び警告書の交付並びに懲戒免職処分はいずれも適正であり、不当労働行為には該当しない。

## 2 当委員会の判断

(1) X4に対する脱退勧奨について

神埠労は、X4に対するY3総務部長らの行為が脱退勧奨であると主

張する〔第2、1(1)ア〕ので、この点について検討する。

平成3年7月9日、Y3総務部長は、部長室に空調点検のため来室したX4に対し、阪埠労を脱退すれば労金からの借入金を一括返済する必要があるから、その点を考慮するように述べたこと〔第1、4(3)ウ〕、同じころ、Y4総務課長及びY5庶務係長もそれぞれ個別にX4と面談して、X4の労金からの借入金返済の問題に言及したこと〔第1、4(3)ウ〕が認められる。

他方、X4は同月11日に労金の職員から阪埠労を脱退すれば借入金を一括返済しなければならないと説明を受け、その翌12日にいったん加入した神埠労に脱退届を提出していること〔第1、4(3)エ〕、X4はかつてサラ金問題で戒告処分を受けたことがあったこと等〔第1、4(3)イ〕の事実が認められる。

以上の事実を総合すると、X4が新しく組織された神埠労に脱退届を提出した主な動機は、それまで加入していた阪埠労を脱退すると借入金の一括返済が必要であるという労金の職員の説明を聞いたことにあるものと認められ、かつ、上記Y3総務部長らの行為はX4の金銭面での無計画性を危惧していた同部長らが生活指導の一環として行ったものと認められるので、同部長らの行為は脱退勧奨には当たらないから、不当労働行為には該当しないものと判断する。

また、同じころ、Y6経理部長がX4に神埠労に加入するのかどうか尋ねた事実〔第1、4(3)ウ〕が認められるが、それだけではいまだ脱退勧奨と言うことはできず、神埠労の上記主張は採用できない。

(2) X5に対する差別取扱いについて

ア 職場における嫌がらせ行為

神埠労は、X5が職場で仲間はずれにされるという嫌がらせ行為を受けたが、これは差別取扱い及び神埠労に対する支配介入であり、不当労働行為に該当すると主張する〔第2、1(1)イ〕ので、この点について検討する。

X5が、平成3年7月10日に神埠労に加入したころ、X5の所属する公社工務部計画課において、市派遣職員であるY7課長代理が、同課の市派遣職員らに対し、X5とは一切口をきくなと発言し、それ以降、同課の市派遣職員らは、X5と朝のあいさつもせず、会話もしなくなった事実〔第1、4(4)ア〕が認められる。

しかし、これらの行為は、Y7課長代理及びその他の市派遣職員らが、公社の指示のもとにあるいはその意を体して行ったものであると認めるに足る疎明がない以上、職員間における感情的対立の域を出ていないものと言うべきであり、これをもって不当労働行為に該当するとは言えない。

イ Y7課長代理による飛び越し決裁

神埠労は、X5が決裁を飛ばされるという嫌がらせ行為を受けたが、

これは差別取扱い及び神埠労に対する支配介入であり、不当労働行為に該当すると主張する〔第2、1(1)イ〕ので、この点について検討する。

X5の職場の人間関係が前記アのような状況であったころ、Y7課長代理が、通常はX5が起案している会議の開催及び経費支出にかかる決裁書類を、X5の不在中に自ら起案した事実〔第1、4(4)イ〕が認められるが、同課長代理が部下であるX5に代わって決裁書類を起案したことは異例とはいえ、課長代理の職務上なし得ることであり、あながち不当であるとはいえず、かつ、同課長代理が公社の意をくんで行動したと認めるに足る疎明はないので、同課長代理の行為は不当労働行為に該当しないものと判断する。

(3) X1に対する職務命令、警告書の交付及び懲戒免職処分について

ア X1の行動

神埠労は、X1の行動は正当な組合活動であると主張し〔第2、1(1)ウ〕、公社はこれを否定する〔第2、1(2)ウ〕ので、この点について検討する。

(ア) 判断の前提

a X1は、ビラの配布及び関係機関への訪問等といった行動を通じて、次のように主張し、公社や神戸市を批判していることが認められる。

- ① 「確認事項」の内容（登記方法）は違法である〔第1、3(1)、(2)ア～ウ、(4)及び別紙1〕。
- ② 神戸市が「確認事項」に基づいて行った埋立地の登記は違法である〔第1、3(2)エ、(3)、5(1)ア、(4)ウ及び別紙2〕。
- ③ 神戸市の行った埋立てには、種々の違法事実がある〔第1、3(2)エ、(3)、(4)、5(1)ア及び別紙2〕。
- ④ 公社は、運輸省等に対して過剰接待を行っている〔第1、5(1)イ、(3)ア、(4)及び別紙2〕。

b 一般に、労働組合が、組合員の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを目的として、使用者の経営方針や企業活動を批判し、それを関係者や第三者に公表することは、その限りにおいて、正当な組合活動として許される。ただし、その活動が、使用者の利益を不当に侵害したり、名誉、信用を毀損、失墜させたり、円滑な企業運営に支障をきたしたりするような場合は、正当な組合活動の範囲を逸脱するものとして、許されないと言ふべきである。

c なお、労働組合が、労使間の団体交渉を通じて実現できる問題について、それに関連する使用者の行動を批判するに当たっては、表現が激しかったり、多少の誇張を含んだものであっても、正当な組合活動として保護されるべきであるが、これに対して、労使



交渉の対象となり得ない事項について、それに関連する使用者の行為を違法、不当であると批判する場合は、使用者の当該行動の内容及びそれに対する批判の根拠を客観的に指摘するにとどめるべきであり、これを越えて違法、不当性を協調するあまり、過激な表現や誇張に至るような場合は、正当な組合活動の範囲を逸脱するものと言わざるを得ない。

- d 以上を踏まえて、登記問題（前記 a ①～③及び接待問題（同④））に関する X 1 の行動が正当な組合活動であったかどうかについて、以下検討する。

(イ) 登記問題に関する行動

- a 平成 2 年 8 月 21 日以降、X 1 は、神戸市や神戸地方法務局を訪問し、登記問題に関して法務局御影出張所、神戸市及び公社の三者間で締結された「確認事項」〔第 1、2(4)イ〕は違法であるので撤回するよう求めた事実〔第 1、3(2)ア及びイ〕が認められる。

そして、X 1 は、自らの要求が拒否されると、神戸市に対し運輸省に告発すると述べたり、神戸地方法務局の上級官庁である大阪法務局や法務省を訪問して、神戸市は神戸地方法務局との間に違法な内容の「確認事項」を締結して登記をしようとしていると批判したりした〔第 1、3(2)ア及びウ〕。

さらに、神戸市が「確認事項」に基づき申請した登記が受理された平成 3 年 1 月 29 日〔第 1、2(5)〕以降、X 1 は、数回にわたって運輸省を訪問し、神戸市は違法な埋立てを行っており、竣工認可図面は虚偽で運輸省を欺くものだとして、同市を批判した〔第 1、3(2)エ〕。

以上の事実からすれば、X 1 は、神戸市等に対し「確認事項」を撤回するよう求めたものの、これが拒否されると、関係機関に同市を指導させようとして大阪法務局等に働きかけたものであって、かかる行動は、組合員の経済的地位の向上を図るものとは言い難い。

次に、訪問先における X 1 の言動をみると、運輸省の職員に対し、そういう対応をするなら告発しかない、国会議員なりマスコミなりに訴えざるを得ない、あるいは、許容誤差の範囲内であるとの運輸省のコメントを記載した新聞記事を訂正させよ、そうでなければマスコミに発表するという趣旨の発言をするなど〔第 1、3(2)エ〕、公社や神戸市への批判を越えて、強要と受け取られるものとなっている。公社の職員である X 1 がこのような言動を行うことは、関係機関における公社の信用を阻害するおそれがあるものと判断せざるを得ない。

- b 平成 3 年 8 月 9 日以降、神埠労は、「神埠労ビラ」等のビラを作成し、配布した〔第 1、5(1)ア及びイ〕。これらのビラは、X 1

が原稿を作成し、それがほとんど修正されずに掲載された〔第1、5(1)〕もので神埠労の見解という形式をとっていたが、基本的にはX1の見解といえるものである。

このうち、「神埠労第1号ビラ」、「神埠労第2号ビラ」及び「神埠労第3号ビラ」の内容〔第1、5(1)ア及び別紙2①～③〕は、神戸市の行った埋立てが違法であるというものであり、いわば神戸市に対する批判である。また、その表現も、埋立地を企業に売却する際の登記手続について、神戸市長らが市議会で行った答弁を「市会、マスコミ、住民団体を大胆にも欺瞞したもの」（神埠労第1号ビラ）とし、神戸市が「運輸省の指導を欺き、埋立法違反をなお平然と行っている」（神埠労第2号ビラ）とするなど、その内容は過激なものであった。

次に、「神埠労第4号ビラ」の内容〔第1、5(1)ア及び別紙2④〕も、神戸市が法務局御影出張所と「共謀」して違法な登記を行ったとして、神戸市を批判するものであり、また、神戸市が、いったん提出した登記申請書類を取り下げたうえ、平成2年12月25日に改めて登記を申請したという事実〔第1、2(5)〕につき、神戸市の行為を批判するに当たって、「神戸市と法務局とが共謀し登記簿と図面をすり替える」、「悪徳不動産屋顔負けの組織犯罪!」といった見出しを掲げるなど、妥当性を欠くものであった。

c ところで、登記問題は、埋立地の登記の方法という公社の業務上の問題であって、労使交渉の対象となり得ない事項である。したがって、組合活動として登記問題に関する公社の行動を批判するのなら、前記(ア)cで述べたとおり、公社の行動の内容とそれに対する批判の根拠を客観的に指摘するにとどめるべきであったが、X1の行動がこれを越えているのは前記a及びbからして明らかである。

d 以上のことから、X1の登記問題についての行動は、神戸市の行った埋立地の登記が違法であるなどといったX1の主張〔前記(ア)a①～③〕の当否を検討するまでもなく、正当な組合活動の範囲を逸脱するものと判断する。

(ウ) 接待問題に関する行動

a 平成3年12月6日、神埠労は、「神埠労第5号ビラ」を作成、配布したが、その中で、Y2弁護士に対する公社の接待を例に挙げて、公社が過剰な接待を行っているとして批判した〔第1、5(1)イ及び別紙2⑤〕。

b まず、X1が接待問題を取り上げた理由について検討する。

神埠労が公社との事務折衝や団体交渉において接待問題を取り上げた時期（平成3年11月から平成4年1月24日まで）〔第1、5(3)ア～ウ〕は、登記問題及びX5にかかる不当労働行為問題等

について、公社が神埠労の要求になかなか応じなかった時期に当たり、この中で「神埠労第5号ビラ」が配布された事実〔第1、5(3)ア〕が認められる。また、同ビラの中では「所轄上級官庁等の過剰接待」の公表が予告されている〔第1、5(1)イ及び別紙2⑤〕が、これは、神埠労が公社の運輸省に対する接待内容を公表する用意があることを示唆し、運輸省がこの公表を好まないであろうことを利用して、公社と神埠労との話し合いを有利に運ぼうとする意図から出たものと推認することができる。

以上を総合すると、X1が接待問題を取り上げたのは、神埠労の登記問題に関する要求を公社に受け入れさせるための手段であったと言わざるを得ず、それ自体が組合員の経済的地位の向上を目的としていたとは考え難い。

c 次に、「神埠労第5号ビラ」の内容〔第1、5(1)イ及び別紙2⑤〕をみると、過剰接待の金額を挙げて、公社を批判するのみならず、Y2弁護士とY1常務の実名を挙げたうえ、「公費天国」、「杜撰な飲み食い」といった煽情的な記述をもって、両名や公社幹部を非難し、さらに、Y2弁護士が受けた接待の費用を「仮に年数十回としたら×20万円となり、かなりの額に及ぶ」と根拠を明示することなく推定するなど、同ビラは、Y2弁護士、Y1常務及び公社を誹謗中傷し、その名誉を毀損するおそれのあるものであると認められる。

d また、「神埠労第5号ビラ」は、Y2弁護士及びY1常務の自宅周辺にも配布されており、〔第1、5(1)イ及び別紙2⑤〕、このことは両名の家族をも紛争に巻き込み、両名の私生活の平穩を乱すものである。

さらに、平成4年2月17日には「神埠労第5号ビラ」は神戸弁護士会所属の多数の弁護士に送付されている〔第1、5(4)イ〕が、このことはY2弁護士の業務上の信用に影響を与えかねないものである。

e ところで、接待問題は、顧問弁護士や関係官庁といった外部に対する公社の対応の問題であり、いわば公社の経営方針に関する問題であって、登記問題と同じく、労使交渉の対象となり得ない事項である。したがって、組合活動として公社の接待を批判するのなら、前記(ア)cで述べたとおり、公社の行動の内容とそれに対する批判の根拠を客観的に指摘するにとどめるべきであったが、X1の行動がこれを越えているのは前記c及びdからして明らかである。

f これに加えて、X1は、接待問題を取り上げるのに先立って、公社に資料の提出を要求することなく、公社あるいは関係部課の担当者に無断で、会議の開催及び経費支出の決裁書類をコピーし

ている〔第1、5(3)ア〕が、このような行為は組合活動として容認され得ないものである。

g 以上のことから、X1の接待問題についての行動は、正当な組合活動の範囲を逸脱するものと判断する。

イ 不当労働行為（不利益取扱い及び支配介入）の成否

神埠労は、公社のX1に対する平成3年9月24日付職務命令、同年12月10日付警告書（以下「職務命令等」という。）の交付及び懲戒免職処分が、X1に対する不利益取扱いであるとともに神埠労に対する支配介入であると主張する〔第2、1(1)ウ〕のに対し、公社はこれらの処分は適正であり、不当労働行為には該当しないと主張する〔第2、1(2)ウ〕ので、この点について判断する。

職務命令等の交付〔第1、5(2)〕及び懲戒免職処分〔第1、6(4)ア〕は、登記問題及び接待問題に関するX1の行動を対象とするものであり、X1のこれらの行動が正当な組合活動の範囲を逸脱するものであることは、前記ア(イ)及び(ウ)で判断したとおりである。次に、X1の前記行動は、公社のみならず関係機関等の信用、名誉を毀損するおそれのあるものであって〔前記ア(イ)a、b及び(ウ)c、d〕、公社がX1のかかる行動を抑制する職務命令等を発したのはやむを得ない措置であり、かつ、公社が警告したにもかかわらず、X1は同じ行動を続けていた〔第1、5(4)〕ので、公社が最終的に懲戒処分のうち最も重い免職処分を選択したことも無理からぬものがある。

したがって、公社がX1に対して行った職務命令等の交付及び懲戒免職処分は、不当労働行為に該当しないと判断する。

ウ 不当労働行為（報復的不利益取扱い）の成否

神埠労は、X1に対する懲戒免職処分が不当労働行為救済申立ての提起に対する報復であり、不当労働行為に該当すると主張する〔第2、1(1)ウ〕。

しかし、前記イのとおり、X1には懲戒に付されても致し方ないと思われる行動があり、かつ、公社は、平成3年7月8日及び同年8月22日に運輸省から事実関係を聴取し、同年12月26日には懲戒委員会規程を制定する〔第1、6(1)及び(2)〕など、平成4年1月30日の申立て以前から懲戒処分のための調査や手続を進めていたことを勘案すると、神埠労の上記主張も採用することができない。

### 第3 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条の規定を適用して主文のとおり命令する。

平成9年11月18日

兵庫県地方労働委員会  
会長 本田 多賀雄 ㊟

「別紙 略」